

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		使用料の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市斎場及び火葬場条例、さいたま市斎場及び火葬場条例施行規則
条 項		条例 10 条、施行規則第 5 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 生活衛生課（電話：048-829-1299）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する被保護者又はその者の同居の親族(以下「被保護者等」という。)の遺体の火葬又は葬儀等を被保護者等が祭祀を主宰する者として行う場合 100 分の 100</p> <p>(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)の適用を受ける者の遺体の火葬をする場合 100 分の 100</p> <p>(3) 身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 16 条第 1 項の規定により指定法人の認定を受けている犬が死亡し、火葬する場合 100 分の 50</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が相当と認める割合</p> <p>2 前項の規定により使用料を減額して算定する場合において、当該金額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
	設定等年月日	平成 16 年 7 月 1 日設定 令和 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 16 年 7 月 1 日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		